

指定居宅サービス事業者等の指定の全部の効力の停止について

平成24年3月23日（金）

高齢介護室 居宅事業者課 指導グループ ダイヤルイン 06-6944-7099

大阪府は、介護保険法の規定により、下記の指定居宅サービス事業者等の指定の全部の効力を停止しましたので、お知らせします。

記

1 対象事業者

- (1) 法人名 有限会社 たいよう
- (2) 代表者 代表取締役 齋藤 貴子（さいとう たかこ）
- (3) 所在地 堺市堺区今池町1丁3番22号

2 事業所名称及び所在地

- (1) 事業所名称 たいよう訪問看護ステーション（指定訪問看護事業）
たいよう訪問看護ステーション（指定介護予防訪問看護事業）
- (2) 所在地 堺市堺区今池町1丁3番15号
- (3) 指定年月日 平成20年7月1日（指定訪問看護事業）
平成20年7月1日（指定介護予防訪問看護事業）

3 効力の停止の内容及び期間

指定の全部の効力の停止3か月間（平成24年3月24日から同年6月23日までの間）

4 効力の停止の理由

- (1) 人員基準違反（介護保険法第77条第1項第2号及び同法第115条の9第1項第2号）
指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業において、平成20年7月1日の指定時から、平成23年8月10日までの間、厚生労働省令で定める訪問看護師等の員数（常勤換算方法で2.5人以上）を確保していなかった。
これは、平成20年6月20日の指定書交付時に、平成20年6月30日までの間に、指定基準を満たせない等不測の事態が起こった場合は、大阪府に届けるよう注意喚起していたにも拘わらず、この届を怠り、基準を満たす人員配置がなされていなかった。
- (2) 虚偽の報告（介護保険法第77条第1項第6号及び同法第115条の9第1項第6号）
大阪府の書面監査において虚偽の報告が認められた。
これは、大阪府へ提出する書面監査の看護師等の員数を、基準を満たしているように見せかけるために虚偽の報告を行っていた。